

お知らせ

国民年金保険料の免除申請等の手続きを忘れていた期間はありませぬか

平成十七年四月分以降の全額免除・半額免除・若年者納付猶予・学生納付特例の申請書を提出する期限が、特例措置により平成十八年十月三十一日まで延長されました。

申請は、保険課医療年金係、半田社会保険事務所で行ってください。これらの期間延長は、今回に限ったの特例措置となります。

問い合わせ先
 保険課医療年金係
 ☎(48)1111(内215)
 半田社会保険事務所
 ☎(21)2321

就学困難な児童、生徒を援助します

家庭の経済的な理由で、就学が困難な小、中学校児童・生徒の保護者の方に、学用品費や学校給食費などを支給します。

就学援助の対象者（阿久比町在住の方）

- ・ 生活保護が停止または廃止された方
- ・ 町民税が非課税または減免された方
- ・ 個人事業税または固定資産税が減免された方
- ・ 国民年金の保険料が免除または国民健康保険税が減免された方

- ・ 児童扶養手当が支給された方
- ・ 生活福祉資金の貸し付けを受けた方
- ・ そのほか経済的理由で困っている方で、教育委員会が援助を必要と認められた方

要保護
 ・ 生活保護世帯
 就学援助の内容

| 項目 | 対象者 | 支給内容 |
|--------------|-----------------------|--|
| 学用品費 | 準要保護 | 学用品費・通学用品費 校外活動費（宿泊を伴わない） |
| 新入学児童・生徒学用品費 | 準要保護 小学1年生 中学1年生 | 小・中学校に入学する者が通常必要とする学用品費および通学用品費 |
| 修学旅行費 | 準要・要保護 小学6年生 中学3年生 | 児童・生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品、旅行傷害保険料の費用 |
| 学校給食費 | 準要保護 | 学校が保護者に徴収する給食費の全額 |
| 医療費 | 準要保護 | 学校保健法施行令第7条に定める疾病における自己負担額 |
| 校外活動費 | 準要保護 小学5年生 中学1・2年生 | 校外活動費（宿泊を伴うもの）・キャンプなどに参加するため直接必要な費用 |

申請方法
 準要保護の方は、児童・生徒の在学する学校または学校教育課へ申請してください。

添付書類として所得証明書などが必要になることがあります。要保護の方で、生活保護を受けている世帯の方は、住民福祉課に問い合わせてください。

問い合わせ先 学校教育課
 ☎(48)1111(内205)

私立高校など授業料の補助

町には、私立高校などへ通学している生徒の保護者（授業料負担者）の負担を、少しでも軽減するための授業料補助制度があります。希望される方は、この制度を利用してください。

対象者 授業料補助を受けることができるのは、次の条件にいずれも該当する方です。

- ・ 十月一日現在、私立の高等学校（全日制、定時制、通信制課程）
- ・ 中等教育学校（後期課程）
- ・ 高等専門学校
- ・ 専修学校（高等課程）

・ 愛知朝鮮中高級学校（高級部）
 のいずれかに在籍していること。

十月一日現在、生徒の保護者授業料負担者が、阿久比町に住所があること。
 学校で授業料の納付を全額免除されている方は、授業料の補助を受けることができます。

補助金額 年額九千円
 申請手続

補助を受けようとする方は、十月二日から三十一日まで（土曜、日曜日・祝日は除く）の午前八時半から午後五時十五分までに次の書類を学校教育課へ提出してください。

・ 私立高等学校等授業料補助金交付申請書兼請求書
 ・ 十月一日現在の在学証明書（右記申請書内に証明欄あり）

九月末ごろ左記学校には申請書を配布します。（その他の学校の生徒は、学校教育課の窓口へ）

【私立高校】

- ・ 愛知高校・名電高校・愛産大工業高校・淑徳高校・愛知女子高校・安城学園高校・瑞穂高校・桜花学園高校・亨栄高校・金城学院高校・至学館高校・椋山女子学園高校・星城高校・聖霊高校・大成高校・大同高校・滝高校・中京高校・同朋高校・名古屋高校・高蔵高校・名古屋工業高校・名古屋国際高校・名女大高校・南山高校・日福大学付属高校・春日丘高校・光ヶ丘女子高校・名城大学附属高校

【私立専修学校高等課程】

- ・ あいち造形デザイン専門学校・あいちビジネス専門学校・安城生活福祉高等専修学校・さつき調理福祉学院・東海工業専門学校・桐華家政専門学校・名古屋工学院専門学校・名古屋情報専門学校・名古屋調理師専門学校・山本学園情報文化専門学校
- 問い合わせ先 学校教育課
 ☎(48)1111(内205)